

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和7年8月19日

(名称) 川崎市地域公共交通会議分科会
(地域公共交通バリア解消促進等事業 (バス部門))
(代表者名) 会長 塚田 雄也

1. 生活交通改善事業計画の名称

令和7年度 川崎市ノンステップバス導入促進事業計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

川崎市では、高齢社会の進展などによる社会的ニーズの変化にあわせて、平成30年3月に改訂した「川崎市総合都市交通計画」において、高齢者や障害者など誰もが安全で快適に利用できる交通環境の整備を目標としており、そのために「交通の安全・安心の強化」を重点施策の一つとして掲げ、ユニバーサルデザインの推進に取り組むこととしている。

このことから、市民の移動の安全性を確保するとともに、移動の円滑化を図るため、誰もが利用しやすいノンステップバス車両の普及を促進する必要がある。さらに、車いす利用者などに対しても、公共交通における環境整備と利用者の社会参加の促進に寄与するものであるため、導入促進を図る必要がある。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

(1) 事業の目標

川崎市全域において、ノンステップバスの比率は、「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について」の令和7年度までに約80%の整備目標を実現しているが、導入率を段階的に上げ、更なる推進に取り組む。

(2) 事業の効果

ノンステップバスを導入し、高齢者や障害者など誰もが乗降しやすくなることで、利用者の移動円滑化や利便性向上が図られる。さらに高齢者等の外出促進につながることや自家用車からバス利用への転換などにより、バス利用者の増加に寄与する。自家用車からの転換については、環境負荷の低減も期待できる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

(内容)【川崎市合計】ノンステップバスの導入 56 台

- ・ノンステップバスの導入 大型 31台：川崎市交通局
- ・ノンステップバスの導入 大型 4台：小田急バス株式会社
- ・ノンステップバスの導入 大型 6台：東急バス株式会社
中型 1台：東急バス株式会社
- ・ノンステップバスの導入 大型 14台：川崎鶴見臨港バス株式会社

(実施事業者(補助対象事業者)の身体・知的・精神の３区分における運賃割引率について)	
各社ともに	身体：普通旅客運賃 ５割、定期旅客運賃 ３割
	知的：普通旅客運賃 ５割、定期旅客運賃 ３割
	精神：普通旅客運賃 設定なし(小田急バスは夏頃 ５割に設定予定)
	定期旅客運賃 設定なし

(２) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）

〈バス車両の導入に係る事業〉

事業を実施する地域を含む都道府県における車いす対応車両（ノンステップバス、ワンステップバス及びリフト付きバス）等の導入台数。

令和 7 年 3 月 31 日現在

事業者名	車両数(台)			
	ノンステップ	ワンステップ	リフト付き	総数
交通局	288	16	0	304
	94.7%	5.3%	0.0%	
小田急バス	183	0	0	183
	100%	0%	0%	
東急バス	54	22	0	76
	71.1%	28.9%	0.0%	
臨港バス	254	12	0	266
	95.5%	4.5%	0.0%	
川崎市合計	779	50	0	829
	94.0%	6.0%	0.0%	

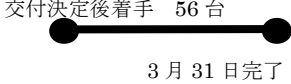
５．バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和 7 年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負 担割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
ノンステップ バスの導入	1,903,650 千円	59,800 千円	0 千円	0 千円	1,843,850 千円
	100%	3%	0%	0%	97%

※総事業費については見込み額を記載

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（———）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	令和7年度				令和8年度				令和9年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
ノンステップバスの導入	交付決定後着手 56 台  3月31日完了											

7. 協議会の開催状況と主な議論
・平成24年4月12日 川崎市地域公共交通会議分科会 (地域公共交通バリア解消促進等事業(バス部門)) 設立 ・令和6年6月28日(第1回) 令和6年度事業計画について合意 ・令和7年1月31日(第2回) 令和5年度事業評価について合意 ・令和7年8月14日(第1回) 令和7年度事業計画について合意

8. 利用者等の意見の反映
川崎市地域公共交通会議分科会(バス部門)の構成員に意見を照会し、計画案について同意を得た。

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	
関係市区町村	川崎市まちづくり局交通政策室
交通事業者・交通施設管理者等	神奈川県バス協会
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	川崎市全町内会連合会（利用者代表）

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 川崎市川崎区宮本町1番地
 (所 属) 川崎市まちづくり局交通政策室
 (氏 名) 北村、大室
 (電 話) 044-200-3039
 (e-mail) 50kousei@city.kawasaki.jp